

令和7年度

# 小規模農家営農継続支援事業

小規模農家が営農を継続するため購入する農業用機械等導入費用の一部を助成します。

事業対象者	補助率	補助金額上限
北秋田市に住所を有し、市内で農業を営む認定農業者以外の個人農業者	税抜事業費の 1/3 以内	30万円

募集期間

令和7年4月14日～令和7年5月30日

## 【申請方法】

- 申請の際は、小規模農家営農継続支援事業実施計画承認申請書を市役所農林課へ提出して下さい。（添付書類：小規模農家営農継続支援事業実施計画書、見積書、カタログ）
- なお、様式等については、市役所農林課に備え付けのほか、北秋田市ホームページからもダウンロードできます。

## 補助対象経費等

- 稲作・畑作・花き栽培用農業機械の導入費用（下取りがある場合は下取り価格控除後の費用）を対象とします。
- 導入費用（税抜き）15万円に満たないもの、中古品、農業以外に使用可能な汎用性が高い農業機械（運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等）は対象外とします。



本募集にあたりましては、予算の範囲内において実施するため、応募者多数の場合は申請締切より前に募集を締め切る場合があります。交付決定前の事業着手は認められませんのでご了承願います（事前契約不可）。

■お問い合わせ■



北秋田市産業部農林課 農業振興係 62-5514